

## 「第2 文化芸術振興のための重点施策」本文(素案)

文化芸術の振興に当たって、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)については、以下のとおりとする。

### 1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

「第1 文化芸術振興のための基本理念」の下、諸外国と比較して極めて貧弱な文化予算<sup>\*</sup>を大幅に拡充し、国家戦略として新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきである。このため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

#### 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係るPDCA(計画, 実行, 検証, 改善)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人からの投資と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受することができる環境を整備する。

#### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、1公演ごとの審査の積み重ねとしての年間の活動への総合的な支援等のより効果的な新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 企業等の民間や個人からの文化芸術活動に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援するため、寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制等の検討を行う。

<sup>\*</sup> 我が国の文化予算(国家予算比:0.12%)及び民間の寄附(文化芸術以外を含み、GDP比:0.13%)は、いずれも諸外国と比して低水準にある。例えば、フランスの文化予算は国家予算比0.81%、韓国では同0.73%である。米国では同0.03%であるが、民間の寄附がGDP比で1.67%に達する。(文化庁調べ(平成21年のデータで比較))

- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させるため、新たな審査・評価の仕組みである「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けて、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
- ◆ 「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づき、美術品の国家補償制度を導入するとともに、適切な制度運用を図る。
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

## 重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場・音楽堂、美術館・博物館等の文化施設や文化財にかかわり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

## 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

すべての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。

#### 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

##### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。

#### 重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源(文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果)を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

##### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

- ◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

## 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の文化芸術水準や対外イメージの向上を図るとともに、諸外国との相互理解を促進する。

### 【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に、「東アジア芸術創造都市(仮称)」や大学間交流における活動等、東アジア地域における国際文化交流を推進する。

## 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては、以下に掲げる事項に留意して取り組む。

### (1) 横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには、例えば、地域の核となる文化芸術拠点への支援(重点戦略1)と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援(重点戦略2)、文化財の公開・活用(重点戦略4)と地域振興、観光・産業振興等への活用(重点戦略5)など、重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。従って、個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに、施策の横断的な実施を図る。

また、文化芸術分野におけるアーカイブの構築や「くらしの文化」の振興といった文化政策の対象の広がりや考慮するとともに、人材育成、地域振興、観光・産業振興等への活用、文化発信・国際文化交流などを念頭に置けば、文化芸術分野を中心としつつ、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、文化外交など幅広い分野との関連性を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関、関係団体等との協力を促進し、国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

### (2) PDCA(計画, 実行, 検証, 改善)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係るPDCA(計画, 実行, 検証, 改善)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、あわせて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、いわゆる「評価疲れ」との指摘もあることから、年度ごとに選択的な評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず、企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、各種調査研究の充実を図る。